

判事從七位鳥居直樹君閱
萩原久太郎編纂

官民諸規則罰令全

明治十九年九月發行
鹿兒島吉田文弁堂藏版

一、明治十九年四月十日內務省令（現ニ頒布スル處ノ法令）
一、本署ハ明治維新已後十九年四月廿日ニ至ル（）
則チ行政及ヒ警察上ノ諸規則則懲戒例等苟モ官民ノ至要ナルモノヲ編纂シ以テ公私ノ便覽ニ供ス

一、此書倉卒編成スルニ因リ誤謬等ナキヲ保シ難ク看者幸ニ咎ムル勿レ

明治十九年五月 編者誌



○十三年四月第十二号布告(十五年第六十七号布告ヲ以テ改正アリ)

第一條ノ認可ヲ受ケテシテ集會ヲ催スモ、會主ハ二十以上、二十以下ノ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其會場ヲ貸スル者並ニ會長幹事及ヒ其議決事項者ハ各二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル

第二條第一項ノ規程ニ背キテ集會ヲ催スル者ハ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル

第三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第六條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第七條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第八條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第九條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第十條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第十一條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第十二條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第十三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第十四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

第十五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

會	集	酒	造	稅
第一條ノ認可ヲ受ケテシテ集會ヲ催スモ、會主ハ二十以上、二十以下ノ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其會場ヲ貸スル者並ニ會長幹事及ヒ其議決事項者ハ各二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第一條ノ認可ヲ受ケテシテ集會ヲ催スモ、會主ハ二十以上、二十以下ノ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其會場ヲ貸スル者並ニ會長幹事及ヒ其議決事項者ハ各二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第一條ノ認可ヲ受ケテシテ集會ヲ催スモ、會主ハ二十以上、二十以下ノ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其會場ヲ貸スル者並ニ會長幹事及ヒ其議決事項者ハ各二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第一條ノ認可ヲ受ケテシテ集會ヲ催スモ、會主ハ二十以上、二十以下ノ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其會場ヲ貸スル者並ニ會長幹事及ヒ其議決事項者ハ各二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第一條ノ認可ヲ受ケテシテ集會ヲ催スモ、會主ハ二十以上、二十以下ノ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其會場ヲ貸スル者並ニ會長幹事及ヒ其議決事項者ハ各二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル
第二條第一項ノ規程ニ背キテ集會ヲ催スル者ハ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第二條第一項ノ規程ニ背キテ集會ヲ催スル者ハ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第二條第一項ノ規程ニ背キテ集會ヲ催スル者ハ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第二條第一項ノ規程ニ背キテ集會ヲ催スル者ハ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル	第二條第一項ノ規程ニ背キテ集會ヲ催スル者ハ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ、其規程ノ所ニ依リ罰金若シテ二十以上、三十以下ノ罰金ニ處スルモ亦本條ニ依ル
第三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第六條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第六條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第六條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第六條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第六條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第七條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第七條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第七條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第七條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第七條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第八條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第八條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第八條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第八條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第八條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第九條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第九條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第九條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第九條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第九條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第十條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第十一條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十一條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十一條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十一條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十一條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第十二條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十二條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十二條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十二條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十二條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第十三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十三條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第十四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十四條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル
第十五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル	第十五條ノ規程ヲ犯スル者モ亦本條ニ依ル

例

第七條 刑罰ヲ犯シタル者主會會長及社長若シテ罰金若シハ二十以下ノ罰金若シハ三十以下ノ罰金...

新

第十六年四月第十三号布告(十八年七月廿七号布告ヲ以テ改正アリ)
一 新聞紙發行ノ願書ハ左ノ事項ヲ掲ゲ持主若シハ社主ヨリ差出ス...

例

政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルニ依リテ其言論ノ自由ヲ侵害スルコトヲ恐ルル者...

條

第六條 新聞紙ノ編輯人ハ五ニ相繼ムルコトヲ得ズ
第七條 新聞紙ノ編輯人ハ五ニ相繼ムルコトヲ得ズ...

稅

管應ノ届出ツクシ 酒造者ニ依リテ酒稅納付以前ニ於テ管應ノ許可...

則

酒造稅則附則
一 酒類(飲料用)ニ屬スル酒類...

令

十五年十二月第六十三号布告(十六年十月廿七号布告ニ依リ)
一 煙草製造業ノ分テ左ノ三種トス...

草

Table with columns for tax rates and categories. Includes items like 煙草, 酒類, and their respective tax amounts.

水底電信線路禁令

水底電信線路於投捕漁業採捕等禁ヲ犯ス者ハ二百四十以下五百以下一罰金ニ處ス

〇六年三月第百一號布告

Table with 10 columns and 10 rows detailing railway regulations (鐵道) and offenses (罪) with corresponding penalties.

〇八年九月第百三十五號布告

九年二月第百一號布告及同年五月第百八十二號布告... 〇八年九月第百三十五號布告

〇九年六月第百九十號布告

第九條 凡ハ印刷ノ物ヲ印刷スル者ハ印刷ノ物ノ種類及数量ヲ記シテ...

〇十七年三月第百七號布告

第七條 土地ノ地租ノ額ハ土地ノ種類及位置ノ別ニ異ナル...

〇十八年五月第百十號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年七月第百十八號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十六年四月第百十三號布告

Table with 10 columns and 10 rows detailing regulations (規) and offenses (罰) for maritime and other matters.

〇八年二月第百七號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十五年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

〇十八年五月第百五號布告

第一條 凡ハ酒類ノ製造シテ賣出スル者ハ其賣出ノ額ニ...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

十八年五月第十号布告

凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者... 凡製造酒類者...

七年四月第七号布告

有益ノ事物ヲ發明シテ之ヲ專賣セシムル者ハ農商務省長官ニ出願其特許ヲ受ケルニ...

十七年六月第十九号布告

本條例施行期日ニ至リテ未ダ施行セザル特許ノ農商務省長官ニ出願シテ...

十六年十二月第五十号布告

古物商ノ小賣場及古物商會館等ノ古物商會館長官ニ出願其特許ヲ受ケルニ...

海軍突務規則中解息責及罰則 十三年十月三十号布告...

汽船製造規則 十四年五月第三十四号布告...

西洋形船水先免狀規則 十一年七月第七号布告...

九年八月第六号布告 (十六年五月第四号布告以テ改正アリ)

銀行 主條 凡銀行ノ業務ニ關スル事項ハ本條例ニ依リテ之ヲ行フ...

銀行 主條 凡銀行ノ業務ニ關スル事項ハ本條例ニ依リテ之ヲ行フ...



